

○国立大学法人筑波技術大学理療科教員養成課程設置準備室規程

〔平成19年4月27日〕
規程第14号

最終改正 令和4年3月28日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、理療科教員養成課程設置準備室（以下「準備室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置準備事項)

第2条 準備室は、次に掲げる事項を設置準備する。

- (1) 理療科教員養成課程設置準備に関する事項
- (2) 理療科教員養成課程設置に係る関係機関との調整に関する事項
- (3) その他理療科教員養成課程設置準備に関する事項

(組織)

第3条 準備室は、次の各号における室員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
- (2) 保健科学部長
- (3) 保健科学部保健学科鍼灸学専攻長
- (4) 保健科学部及び障害者高等教育研究支援センター教員のうちから学長が指名する者
- (5) 事務局のうちから学長が指名する者
- (6) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第4号から第6号の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 準備室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長は、室員のうちから学長が指名し、副室長は室員のうちから室長が指名する。
- 3 室長は、準備室の業務を総括する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 室長は、必要に応じ準備室の準備状況を学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 準備室に関する事務は、視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、準備室が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。